

第15号様式
様式第二号の八
様式第二号の十三

共通
第1面～第4面、**記載例**

様式第二号の十三につきましては、記載例中の産業廃棄物を特別管理産業廃棄物に読み替えて御確認いただきますようお願いいたします。

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年〇月〇日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

※社印、代表者印等は押印しないで下さい。

法人の名称及び法人の代表者又は処理計画の作成単位である事業場代表者等について正確に記入してください。

提出者

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇3-1

氏名 〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称には産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を実際に排出している事業場名（建設業の場合は支店名等）を記入してください。

事業場の名称 〇〇株式会社 〇〇支店

建設業で事業場の名称を支店等にした場合は、支店等の所在地を記入してください。

事業場の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇3

計画期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

日本標準産業分類上の業種（中分類まで）を記入してください。

① 事業の種類 建設業 総合工事業

下記の業種については、前年度のそれぞれの数量を、それ以外の業種の場合は売上高等、事業規模が分かるものを記載してください

② 事業の規模 元請完成工事高 〇〇億円

- ・ 製造業：製品出荷額
- ・ 鉱業：砂利採取量
- ・ 建設業：元請完成工事高
- ・ 医療機関：病床数
- ・ 電気：発電量

③ 従業員数 〇〇人

④ 産業廃棄物の一連の処理の工程

- ・ 汚泥 自社で中間処理（脱水） → 処理業者へ委託
- ・ 木くず 自社中間処理 → （再生利用残）委託処分
- ・ 廃プラスチック類 再生利用業者へ委託 → 原料として再資源化

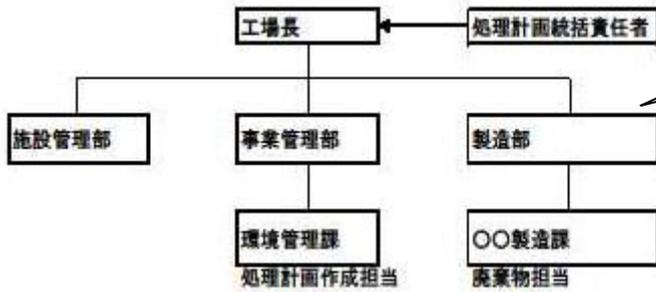
該当する事業場又は支店等の正社員及び常勤関係職員数（医療機関の場合は医療従事者及び非医療従事者数）を記入してください。

当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入。書ききれない場合は「別紙のとおり」とし、別紙に記入。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



管理体制図には役職名と産業廃棄物処理に係る役割を記載する。既存資料の添付可(個人名は記入しないでください)

書ききれない場合は、別紙を添付してください。

前年度排出した全ての種類を記載してください。種類が多い場合は、「別紙のとおり」とし、別紙一覧表を作成し添付してください。(以下同様) 取組内容については、現在実施している取組みの内容を具体的に記載してください。(以下、分別、自ら処理及び委託処理に関する事項についても同様)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度(令和5年度)実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	廃プラスチック類
排出量	5000 t	1000 t	500 t

(これまでに実施した取組) 工法の見直しを進め、前々年度に比べて廃棄物発生量を削減している。

② 計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	廃プラスチック類
排出量	3000 t	700 t	300 t

(今後実施する予定の取組) 更なる工法の見直しを行い、余分な資材の搬入を防ぐなどし、廃棄物の発生量を抑制する。

産業廃棄物の種類ごとに、当該計画書の計画期間における目標量を記載してください。計画については、当該処理計画書の計画期間で自ら取組み、及び将来的に実施する予定のある場合はその取組み内容について具体的に記載してください。(以下、分別、自ら処理及び委託処理に関する事項についても同様)

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、廃プラスチック類は分別を実施するとともに、他の廃棄物が混入しないように保管。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取組みを継続していく。

(第3面)

自社で直接（中間処理を行わず）再生利用した産業廃棄物及び自社で中間処理した後に自社で再生利用した産業廃棄物について記載してください。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	500 t	— t
	(これまでに実施した取組) 自社施設で、木くずを破砕し、木材チップとして利用。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	600 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 今後も、再生利用量を増やしながら同様の取組を行う。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	4600 t	— t
(これまでに実施した取組) 汚泥は脱水を実施している。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	2700 t	— t
(今後実施する予定の取組) 上記取組みを継続していく。			

焼却・脱水等の中間処理によって、廃棄物の重量を減らした場合は、減らした重量を記入してください。
(中間処理前の重量から中間処理後の残さを引いた数量を記入してください。)

自社の焼却施設で熱回収(燃焼できる廃棄物を熱を得ることに利用すること)を行っている場合は、熱回収に利用した廃棄物の量を記入してください。(焼却前の重量を記入してください。)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類

—

自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った
産業廃棄物の量

—

t

—

t

自社で直接（中間処理を行わず）行う産業廃棄物の自社の処分場への埋立処分又は海洋投入処分した産業廃棄物及び自ら中間処理した後に自社で行う産業廃棄物の自社処分場への埋立処分又は海洋投入処分した産業廃棄物について記載してください

様式第二号の十三につきましては、「又は海洋投入処分」の部分を削除した形で読み替えて御確認いただきますようお願いいたします。

（これまでに実施した取組）
実施なし

【目標】

産業廃棄物の種類

—

—

自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行う
産業廃棄物の量

—

t

—

t

（今後実施する予定の取組）
実施予定なし

再生利用者へ処理を委託した量について記入してください。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類

汚泥

木くず

廃プラスチック類

全処理委託量

400 t

500 t

500 t

優良認定処理業者への
処理委託量

t

t

再生利用者への
処理委託量

400 t

500 t

500 t

認定熱回収業者への
処理委託量

t

t

認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処理委託量

t

t

（これまでに実施した取組）

- ・再生利用可能なものは、再生利用者へ委託している。
- ・マニフェストによる最終処分の確認を徹底するとともに、毎年、現地確認を行い、処理業者に問題がなく、適正処理されていることを確認している。

平成23年4月から認定が開始された、優良認定処理業者へ委託を行った場合に記載してください。

① 現状

平成23年4月から認定が開始された、認定熱回収業者へ委託を行った場合に記載してください。

認定熱回収業者以外で、熱回収を行っている業者に委託して熱回収を行った場合の処理委託量を記入してください。

委託先の処理業者が優良認定処理業者や認定熱回収業者に該当するかは認定証や委託契約書等で確認してください。

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	廃プラスチック類
	全処理委託量	300 t	100 t	300 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	300 t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	100 t	300 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t		t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者や再生利用業者へ委託する。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。			
※事務処理欄				

様式第二号の十三

記載例

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	40 t	20 t
	優良認定処理業者への処理委託量	40 t	20 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者や再生利用業者へ委託する。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	70 t	
(今後実施する予定の取組等) ・令和6年度中に電子マニフェストへの加入を行い、併せて電子マニフェスト対応処理業者との委託契約を行う。			
※事務処理欄			

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者		所 属:〇〇支店
廃棄物担当		組織名:〇〇〇部〇〇〇課 組織人数:〇人
役割	支店環境管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長—支店長 ・委員—関連部署部長 ・事務局—〇〇〇部〇〇〇課
	廃棄物処理統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 支店の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当課長(又は作業所長)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育、啓発 ○ その他関係する事項

廃棄物管理組織図

